

○国立大学法人筑波技術大学共生社会創成学部運営会議規程

〔令和7年3月28日〕
規程 第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第23条の2の規定に基づき、共生社会創成学部運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営会議の組織)

第2条 運営会議は、共生社会創成学部の基幹教員をもって組織する。

2 運営会議には、視覚障害系支援課長を列席させるものとする。

(審議事項)

第3条 運営会議は、共生社会創成学部に関し、次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学，卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、共生社会創成学部の教育研究に関する重要な事項で、学長が運営会議の意見を聴くことが必要であると定めるもの

2 運営会議は、前項に規定するもののほか、学長及び共生社会創成学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集及び議長等)

第4条 共生社会創成学部長（以下「学部長」という。）は、運営会議を招集し、その議長となる。

2 学部長は、構成員の3分の1以上の請求があったときは、運営会議を招集しなければならない。

3 学部長に事故があるときは、共生社会創成学部学部長補佐がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 運営会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席者)

第6条 議長は、必要と認めるときは、関係の職員を運営会議に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営会議に関する事務は視覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、それぞれの運営会議が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。